平和の礎（いしずえ）

刻銘希望者募集

詳細は市公式ウェブサイトへ（QRコード）

戦争を知らない子どもたちへ

～ 私たちが伝えなければならないこと ～

＼ 申込期限を延長しました ／

申込期限　令和５年１月31日（火）

今も人々の中で癒えることのない深い傷として残る戦争の終戦から 77 年。時の経過とともに、戦争を体験した人々から、直接、当時の様子を聞く機会は失われつつあります。米原市では、もう二度と戦争の惨禍を繰り返してはならないという強い思いのもと、戦争の悲惨さと平和の大切さを未来に伝えるため、「平和の礎」を建立し、平和の礎にお名前を刻銘する方を募集します。また、刻銘する方の平和への思いを、平和を願うメッセージとして市の公式ウェブサイトに掲載し、未来の子どもたちに平和の尊さを訴え続けます。

平和の礎イメージ

刻銘対象者

日清戦争（明治 27 年（1894 年７月）以後の戦争による犠牲者の方の親族、戦争孤児などで米原市とゆかりのある方

※住所や国籍は問いません。

募集メッセージ

戦中、戦後の実情等（推測を含む。）に加えて、現在の米原市とのゆかりについて、日本語 100 文字程度のメッセージを記載ください。

刻銘料

石碑にお名前を刻銘する費用として以下の費用をお支払いいただきます。

- 米原市民　5,000 円
- 米原市民以外　6,000 円

米原市

お問合せ：米原市平和の礎実行委員会（ 事務局：米原市社会福祉課 ）

〒521-8501　滋賀県米原市米原1016番地

TEL 0749-53-5123　FAX 0749-53-5119　E-mail syakaifukushi@city.maibara.lg.jp

あなたが伝える、戦争を知らない子どもたちへのメッセージ

刻銘を希望する方は、戦争犠牲者等刻銘申込書を米原市平和の礎実行委員会（事務局:米原市社会福祉課）までご提出ください。

◆刻銘の対象となる人は？

傷痍軍人、海外引揚者、戦後抑留者、各地空襲死亡者・病傷者、海外引揚船等遭難者、広島・長崎原爆被爆者、マラリアを含む疫病罹患者、学徒動員経験者、学童疎開経験者、戦没者の父母・未亡人・遺児・兄弟等の家族、戦争孤児、先の大戦を背景に戦後生活困難者 の方などで、米原市とゆかりがある方です。住所や国籍は問いません。

◆米原市とのゆかりとは？

・米原市に在住、在学、在勤している人（過去を含む。）
・戦時中や戦後に米原市民の友人のところに一時期、身を寄せていた人
・米原市にまつわるエピソードがある人
（刻銘対象者が米原市での思い出をよく語っていた／刻銘対象者がかつて米原駅を利用した縁がある など）

◆刻銘はどのようにされるの？

・刻銘板は、天狗の丘北側駐車場（滋賀県米原市池下 98番地1）に設置します。
・刻銘板は、高さ 1.3m、幅 1.8mの黒色の石造りを予定し、刻銘板 1 枚あたり 150 人程度のお名前を刻銘します。
（文字彫り面は片面のみ）
・申込書に記載のお名前を、ヨコ書き・明朝体で刻銘します。刻銘の文字サイズは 3cm 角とし、文字は白色塗装します。

戦争犠牲者等刻銘申込書

整理番号	

個人情報の取扱いに関する下記内容に同意の上、刻銘を申し込みます。

申込者氏名 ＿＿＿＿＿＿　電話番号 ＿＿＿＿＿＿

申込者住所 ＿＿＿＿＿＿

刻銘を希望する方の情報　※印は、分かる範囲で記入してください。

フリガナ 氏	フリガナ 名	申込者との関係※	生年月日※	年　月　日
			死亡年月日※	年　月　日
			死亡場所※	

あなたが戦争を知らない子どもたちに伝えたいメッセージや刻銘を希望する戦争犠牲者の戦中、戦後の実情等（推測を含む）を米原市とのゆかりを踏まえて、100 字程度でご記入ください。

➡

100 字

◆刻銘料：米原市民　5,000 円、米原市民以外　6,000 円　※応募者が 300 人に達した場合は申込を終了
◆米原市個人情報保護条例に基づき適切に管理します。また、個人名を伏せて次の目的のために使用することがあります。
（1）市民の平和学習の推進に関する取組　（2）悲惨な戦争の教訓を後世に伝える啓発活動
（3）その他、非核・平和都市宣言の理念を踏まえた平和への取組